

○東御市虐待等防止総合対策推進協議会設置要綱

平成19年2月1日

告示第6号

(設置)

第1条 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及び配偶者暴力（以下「虐待等」という。）の防止、早期発見、早期対応その他必要な措置を講ずるため、東御市虐待等防止総合対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 障害者虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定するものをいう。
- (4) 配偶者暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定するものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待等の通報又は届出があった場合の対応、支援に関すること。
- (2) 虐待等の防止に関する情報交換、啓発活動、研修会等に関すること。
- (3) 虐待等の実態調査に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (5) その他被害者の権利利益の擁護に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、虐待等の防止に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 協議会に次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 児童虐待防止委員会
- (2) 高齢者虐待防止委員会
- (3) 障害者虐待防止委員会
- (4) 配偶者暴力防止委員会

- 2 専門委員会は、虐待等を受けた被害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行うため、関係機関との連携の強化その他必要な体制の整備を図るものとする。
- 3 専門委員会は、その活動状況を協議会に報告する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理し、児童福祉法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関を兼ねるものとする。

(守秘義務)

第10条 協議会及び専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第29号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日告示第54号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日告示第55号)

この告示は、平成26年1月3日から施行する。